

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料7

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制 の構築について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

・ 伴走型支援を実践するには、①「専門職による伴走型支援」と、②「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の双方の視点を重視する必要

⇒ 個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。

地域の居場所などにおける様々な活動等

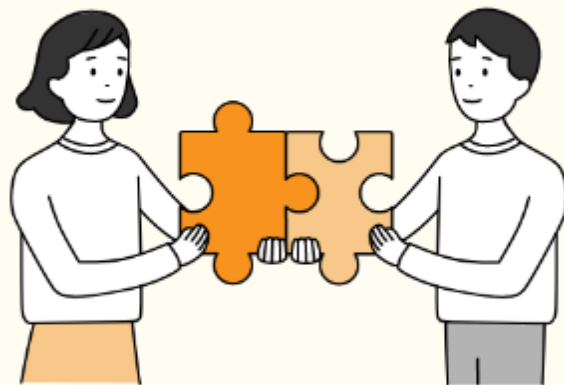
専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会

多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の気にかける関係性

つながり・支え合い



専門職による伴走型の支援

寄り添い型の支援

時間をかけたアセスメントによる課題の解きほぐし

本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援

専門職の伴走によりコミュニティにつながり戻していく観点

これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく

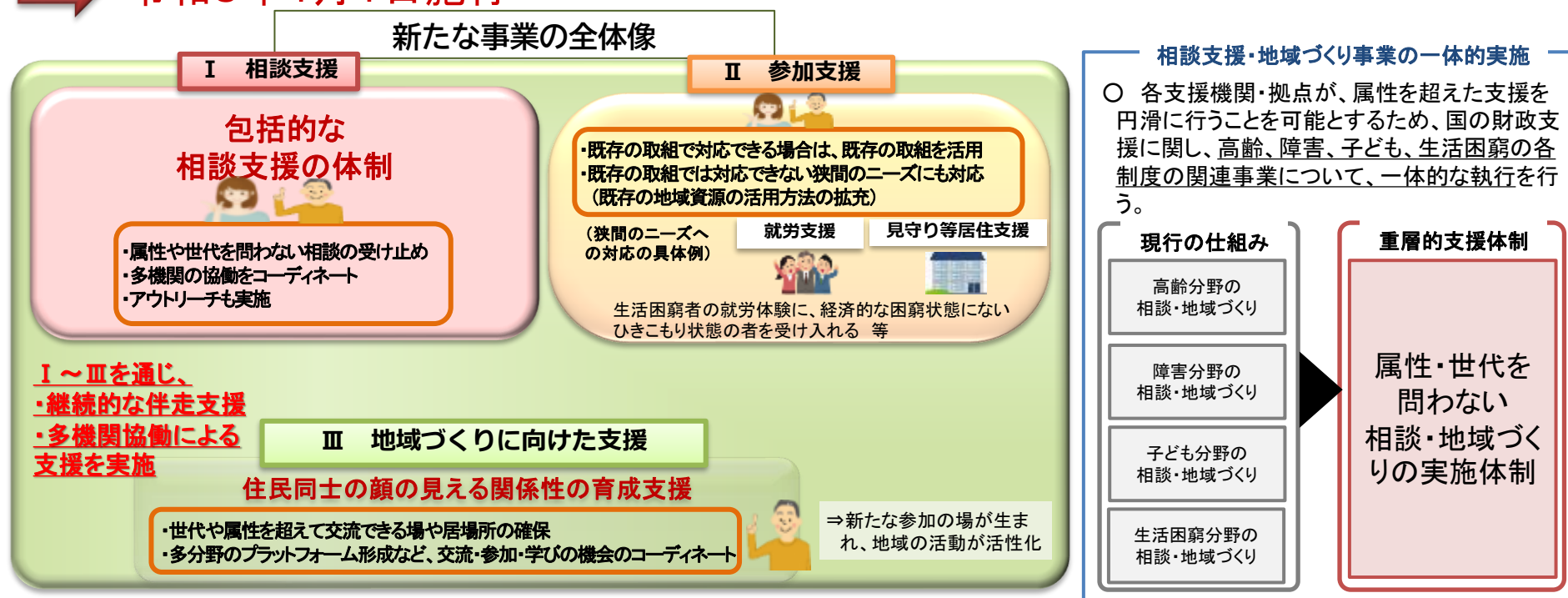
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行**できるよう、**交付金を交付**する。

→ **令和3年4月1日施行**



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

重層的支援体制整備事業の活用例

◎兵庫県芦屋市（R3移行準備、R4-重層事業）

人口：95,383人

世帯数：45,159世帯

高齢化率：29.5%



【包括的な支援体制の構築】

- 総合相談を中心とした連携体制の構築
- 保健師を7名配置し、うち4名は地区担当として他機関からの相談や要請に応じて面談や訪問等に同行
- 保健師の専門性を活かした個別支援、組織支援を実施

*虐待の早期発見等、庁内連携のためのシートを作成し全庁に発信、周知・活用

【地域住民との協働の取組】

- 社協と協働で実施する地域発信型ネットワークなどをとおして、住民との協働による地域づくりを実施
- *見守りのポイントなどを掲載した「「気づき」のポイントチェックシート」の作成など

◎鹿児島県宇検村（R3～R5 移行準備）

人口：1,678人

世帯数：960世帯

高齢化率：44.6%



【包括的な支援体制の構築】

- アウトリーチ看護師を配置し、気になる方・世帯への訪問を実施。
- 保健福祉課・社協の意見交換会を経て、役場から社協へ保健師を派遣（R2～R3）

【地域住民との協働の取組（参加支援）】

- 社協・地域住民との協働により、集落の資源や課題を掘り起こすため、「支え合いマップづくり」を開始。
- *地域食堂の開催や、空き店舗を活用した「善時庵」（多世代・多目的の交流拠点）の開設など
- *アウトリーチ看護師や地域おこし協力隊もマップづくりや拠点づくりに参画

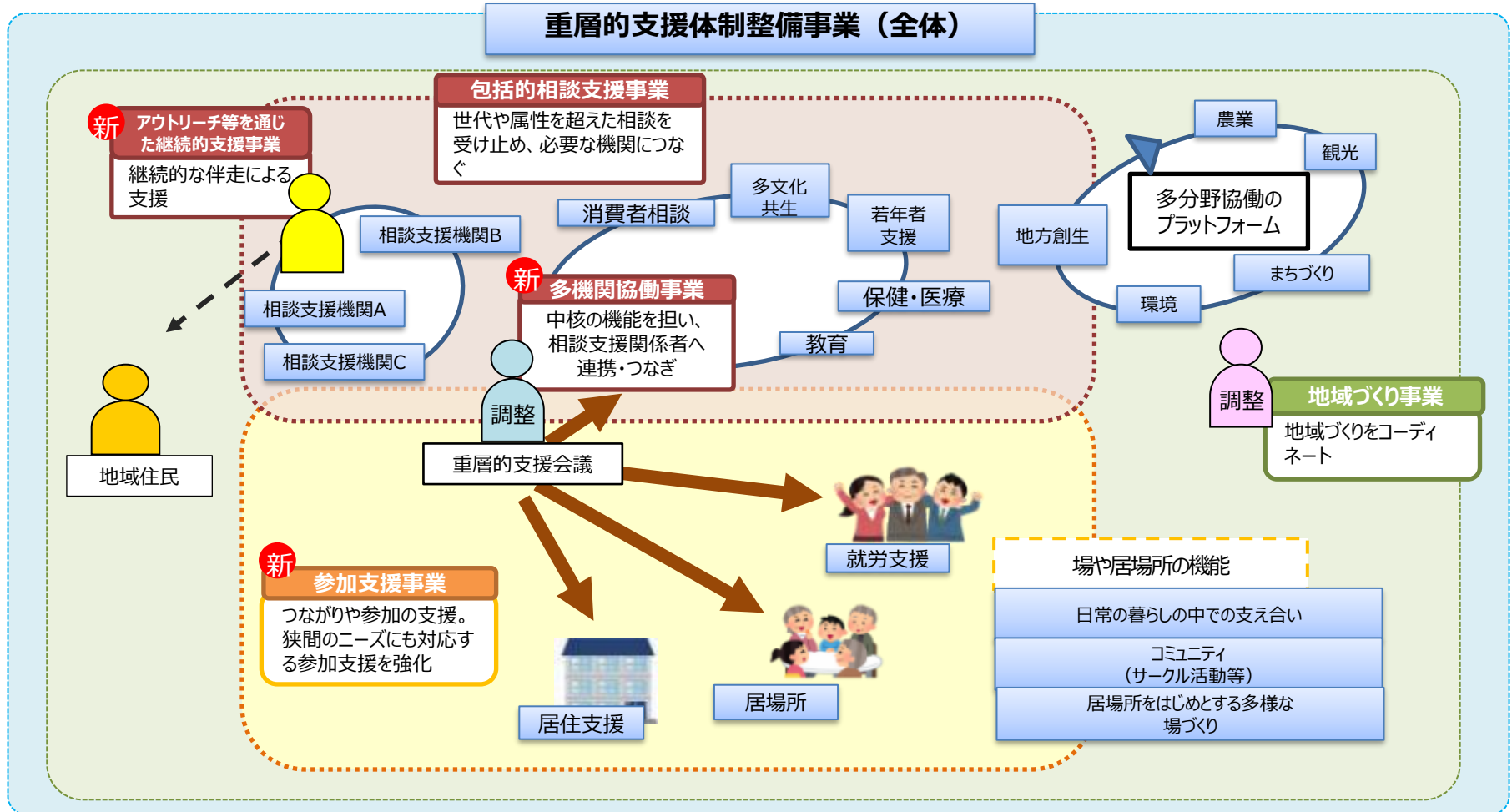
【保健師に求められる役割】

- 「健康づくり」と「地域福祉」はともに重なり合う概念
⇒厳格に分けるのではなく、重なり合うからこそ支援に広がりが見られる。
- 「重層的支援体制整備事業」は、庁内における連携体制の構築のために便利なツールの一つ。
⇒気になる世帯の早期発見／関係者との情報共有
⇒課題解決にとどまらず、当事者に寄り添い「伴走的支援」による多様な支援策の提供
- 地域課題解決のため、更なる連携・協働が必要
⇒特に、保健師の「地域を診る力」は、包括的な支援体制を整備する上で不可欠
⇒専門職としての「伴走的支援」に加え、地域全体の力を引き出し（エンパワメント）、住民同士のつながりを再構築する視点が重要

參考資料

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、**障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標**を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正(新設)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町		松本市		高島市		宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
青森県	鯉ヶ沢町	市川市	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市	木更津市	関市	大阪府	高槻市	高知県	高知市		
	遠野市	松戸市	熱海市		枚方市		本山町		
	矢巾町	市原市	函南町		八尾市		中土佐町		
	岩泉町	香取市	岡崎市		東大阪市		黒潮町		
宮城県	仙台市	八王子市	豊田市		富田林市	福岡県	久留米市		
	涌谷町	墨田区	半田市		高石市		大牟田市		
	能代市	大田区	春日井市		交野市		八女市		
	大館市	世田谷区	豊川市		大阪狭山市		糸島市		
	湯沢市	渋谷区	稲沢市		阪南市		岡垣町		
秋田県	由利本荘市	中野区	東海市		太子町	佐賀県	佐賀市		
	大仙市	豊島区	大府市	姫路市	熊本県	大津町			
	山形県	立川市	知多市	尼崎市		益城町			
福島県	福島市	調布市	豊明市	明石市	大分県	中津市			
	須賀川市	国分寺市	長久手市	芦屋市		津久見市			
茨城県	土浦市	狛江市	東浦町	伊丹市		竹田市			
	古河市	西東京市	美浜町	加東市		杵築市			
	那珂市	鎌倉市	武豊町	奈良市		九重町			
	東海村	藤沢市	四日市市	三郷町	都城市				
栃木県	宇都宮市	小田原市	伊勢市	川上村	宮崎県	小林市			
	栃木市	茅ヶ崎市	松阪市	和歌山市		日向市			
	市貝町	逗子市	桑名市	鳥取市		三股町			
	野木町	秦野市	名張市	米子市	189自治体				
群馬県	太田市	富山市	亀山市	倉吉市					
	館林市	氷見市	鳥羽市	智頭町					
	みどり市	金沢市	いなべ市	北栄町					
	上野村	小松市	志摩市	松江市					
	みなかみ町	能美市	伊賀市	出雲市					
玉村町		御浜町	大田市	美郷町					
			島根県	吉賀町					

※参考
 うちR4重層事業 134自治体
 うちR4移行準備事業 41自治体
 うちR2以前モデル事業 125自治体

地域共生社会の推進に向けた普及・啓発の取組（令和2年度～）

令和2年度

- 7月 都道府県・指定都市・中核市地域共生担当者全国会議
- 10月 都道府県・市町村職員担当者全国研修
- 11月～1月 市町村・事業者担当者全国8ブロック研修
- 2月 地域共生社会シンポジウム（対象：地域住民、関係団体等）
- 3月 支援者向け全国研修

令和3年度

- 4月 地域共生ポータルサイト開設
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
市町村、民間団体が主催する各種の説明会・セミナー等にも依頼に応じて随時国職員を派遣
- 8月～1月 都道府県・重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修
- 12月～2月 市町村・事業者担当職員全国6ブロック研修

令和4年度

- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修
- 3月 厚生労働省note 短期連載（～令和5年6月）

令和5年度（予定）

- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

◆R3～R4年度重層実施自治体事例 厚労省HPに掲載中

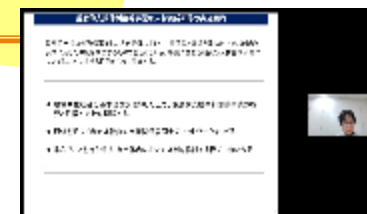
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 地域共生社会の推進

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html

令和3年4月～ポータルサイト開設



R3～R4研修教材HPにて配信



厚生労働省note コラム

地域共生社会を考えるコラム

